

## 新居浜市ものづくり産業振興センター施設使用に関する遵守事項

一般社団法人 新居浜ものづくり人材育成協会

1. 開館日 月曜日から金曜日  
(祝日、お盆、地方祭、年末年始及び当協会が指定する日を除く)
2. 利用時間 午前9時～午後5時
3. 使用料金 施設使用料金表の使用時間は、準備から後片付けを含めた占有時間(時間単位)とします。  
占有時間が1時間未満の場合は1時間とみなします。  
施設の使用許可申請書に記載した予約時間で請求させていただきます。  
使用時間が超過した場合は、料金表に則った追加料金がかかります。
4. 使用の制限条項  
当センターを毀損する恐れがある場合や入場料を徴収し興行と認める場合等、当協会が適切でない判断した場合はお断りすることがあります。
5. 駐車場 駐車場は約15台分使用できます。それ以上の台数の駐車が必要な場合を含め調整が可能ですので事前に事務局までご相談下さい。
6. 注意事項
  - 1) 使用時間は厳守してください。
  - 2) 使用許可以外の部屋・器具は使用しないでください。
  - 3) 施設の開館日外ならびに時間外使用については事務局にご相談ください。
  - 4) 当センター敷地内は全エリア禁煙です。  
喫煙は、屋外指定場所にてお願い致します。(実習棟西側に1か所)
  - 5) 研修施設内では水分補給のための飲み物の持ち込みは可能です。  
食事は実習棟2階の見学室でのみ利用できます。
  - 6) 施設内に持ち込んだ物品およびそのゴミは各自持ち帰りください。
  - 7) 避難が必要な事態が発生したときは、協会事務局の指示に従ってください。
  - 8) 利用責任者の方は、入館および退館時に必ず事務所にお立ち寄りいただき、協会事務局と使用内容の確認を行ってください。
  - 9) 施設、機器等の使用を終えたときは、直ちに当該施設、機器等を現状に回復する(整理・整頓・清掃)とともに、協会事務局の確認をお受けください。
7. 損害の賠償について
  - 1) 利用者側の責任において建物、付帯設備、備品等に損傷または不足が発生した場合には、補償させていただきます。
  - 2) 利用者が物品の盗難、火災等により被害を被った場合、また、駐車場でのトラブルについて当協会はその責任を負いません。

以上